

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
（略）			（略）		
佐渡市	佐渡市立両津病院 （略）	<u>佐渡市梅津2314番地1</u> （略）	佐渡市	佐渡市立両津病院 （略）	<u>佐渡市浜田177番地1</u> （略）
（略）			（略）		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。